

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、柞田川沿岸土地改良区連合から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成29年8月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	高橋 亘	観音寺市柞田町乙247番地1	平成29年6月2日
〃	磯野 啓利	〃 木之郷町1023番地2	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	齋藤 一夫	観音寺市大野原町丸井479番地1	平成29年6月26日
〃	高橋 良幸	〃 柞田町乙245番地1	〃
〃	請川 裕恭	〃 木之郷町668番地1	〃